

企業主導型保育事業利用時の手続きについて

企業主導型保育事業の利用にあたり、保護者の状況やきょうだいの有無などに応じて、仙台市からの認定が必要となる場合があります。

1. 認定の種類

○ 教育・保育給付認定（2号・3号） 事業の利用や幼児教育・保育の無償化（国制度）※1のため

● 多子世帯利用給付認定 第2子以降無償化（仙台市独自事業）のため

保育の必要性	クラス年齢	市町村民税非課税世帯等（※2）	きょうだい順	必要な認定	認定の目的
施設で確認できる （保護者のいずれも施設を設置する企業の従業員の場合等）	0～2歳児クラス	該当する	－	不要	－
		該当しない	第1子	不要	－
			第2子以降	●多子世帯利用給付認定	●第2子以降無償化のため
	3～5歳児クラス	－	－	不要	－
施設で確認できない （保護者が施設を設置する企業の従業員でない場合等）	0～2歳児クラス	該当する	－	○教育・保育給付認定（2号または3号）	○利用及び国無償化※1のため
		該当しない	第1子	○教育・保育給付認定（2号または3号）	○利用のため
			第2子以降	○教育・保育給付認定（2号または3号） ●多子世帯利用給付認定	○利用のため ●第2子以降無償化のため
	3～5歳児クラス	－	－	○教育・保育給付認定（2号）	○利用及び国無償化※1のため

（※1）企業主導型保育事業にかかる幼児教育・保育の無償化（国制度）については、利用予定の施設にお問い合わせください。

（※2）「市町村民税非課税世帯等」には、生活保護法による被保護世帯、児童福祉法による里親、小規模住居型児童養育事業者（ファミリーホーム）が含まれます。また、市町村民税非課税の該当有無は、4月から8月は前年度分、9月から翌年3月は当該年度分の市町村民税額に基づいて判定します。

2. 保育の必要性の事由

認定を受ける保護者（父母等それぞれ）は下記のいずれかに該当する必要があります。

状況		提出書類
就労 （休憩時間を除き、月64時間以上）	お勤めの方、法人に該当する自営業の方	就労証明書（指定様式）
	法人に該当しない自営業の方	保育を必要とすることの申告書（証明書）（指定様式） 事業実態が確認できる書類（帳簿や契約書等）
求職活動	求職活動中の方	保育を必要とすることの申告書（証明書）（指定様式）
出産	産前産後各8週間以内の方	母子健康手帳の写し （母の氏名・出産予定日の記載があるもの）
疾病等	病気、けが、障害を有している方	診断書（家庭での保育が困難である旨が明記されているもの） または障害者手帳等の写し
介護等 （月64時間以上）	家庭内の親族を常に介護している方	保育を必要とすることの申告書（証明書）（指定様式） 診断書・障害者手帳・介護保険被保険者証等の写し
就学等 （月64時間以上）	学生の方、職業訓練等を受けている方等	保育を必要とすることの申告書（証明書）（指定様式） 在学証明書等

※ 利用開始希望日から6か月以内の証明日（記入日）の書類のみ受け付けします。

※ 提出書類に不備がある場合、再提出をお願いする場合があります。

※ 法人に該当しない自営業の方の提出書類のうち、「事業実態が確認できる書類」の詳細は「3. 教育・保育給付認定について」（1）に記載の二次元コードからご覧ください。

※ 求職活動中の場合の教育・保育給付認定期間は、認定開始日（申請月以降）から90日または3か月のうち短い期間を経過する月の末日までとなります。

3. 教育・保育給付認定（2号・3号）

（1）認定申請

利用する施設へ（2）の書類を提出してください。指定様式は仙台市ホームページからダウンロードできます。右記二次元コードからご覧ください。

※ 利用する施設が取りまとめのうえ、利用児童が居住する区の区役所保育給付課（青葉区の宮城総合支所管内に居住する場合は、宮城総合支所保健福祉課）へ提出します。

企業主導型保育事業
（指定様式）



（2）必要書類

- ① 子ども子育て支援制度 教育・保育給付認定申請書（2・3号認定用（企業主導型））
- ② マイナンバー（個人番号）記入用紙
- ③ 保育を必要とすることを証明する書類 … 「2. 保育の必要性の事由」のいずれか該当するもの

※ 保護者のどちらかが施設を設置する企業の従業員である場合でも、保護者両方の保育の必要性が確認できる書類の提出が必要です。

※ ひとり親の場合は、別途ひとり親であることを証明する書類（戸籍の全部事項証明書の写しや児童扶養手当証書の写し等）が必要です。

（3）通知書発行までの流れ

毎月2回「教育・保育給付認定決定通知書」を発行しています。受付期限と発送日は以下のとおりです。また、通知書のほかに「支給認定証」の交付を希望する場合は、教育・保育給付認定申請書中の「支給認定証の交付を希望する」を選択してください。

受付期限	教育・保育給付認定決定通知書発送日
毎月5日	当月15日頃
毎月20日	当月末日頃

※ 土日祝日等にあたる場合は、それぞれ前開庁日が受付期限となります。

※ 教育・保育給付認定は、ご申請いただいた即日に認定されるものではありません。

企業主導型保育事業の利用が決定しましたら、速やかにご申請ください。

（4）認定期間

3号認定は3歳の誕生日の前々日まで、2号認定は小学校就学日の前日までが認定有効期間となります。ただし、求職活動・出産・就学等を理由として認定を受けた場合は、認定有効期間に制限がかかるため、上記より短い場合があります。

例：求職活動…認定開始日（申請した月の初日以降）から90日または3か月のうち短い期間を経過する月の末日まで

認定有効期間の延長を希望する場合は、再度申請が必要となりますので、改めて必要書類をご用意いただき、有効期間内にお手続きくださいますようお願いいたします。

- ▶ 3歳の誕生日の前日以降も同施設を引き続き利用する場合（3号認定 → 2号認定）
- ▶ 認定有効期間の終了後も保育の必要性の事由に該当する場合（2号・3号認定の継続）

4. 多子世帯利用給付認定

(1) 第2子以降無償化の概要

企業主導型保育事業（従業員枠・地域枠）の利用料について、仙台市から多子世帯利用給付認定を受けた場合に、0歳児は月額37,100円まで、1・2歳児は月額37,000円まで無償化の対象となります。

※食材料費や通園送迎費、行事費等は無償化の対象外です（保護者の負担となります）。

※幼稚園・認定こども園・認可保育所・地域型保育事業施設を利用している場合、企業主導型保育事業（従業員枠・地域枠）の利用料は第2子以降無償化の対象となりません。

※利用料は、まずは保護者から施設へお支払いいただく必要があります。無償化額は、3か月ごとに保護者から仙台市へご請求いただいた後、仙台市から保護者の口座へお支払いします。

第2子以降無償化



(2) 認定申請

認定申請はオンラインでの手続きとなります。（1）の二次元コードより、仙台市ホームページにて認定要件や申請期限等を確認のうえ、（3）の書類をご用意いただき、右記二次元コードからご申請ください。

認定申請フォーム



(3) 必要書類

保育を必要とすることを証明する書類 … 「2. 保育の必要性の事由」のいずれか該当するもの

※ データ（写真・スキャンデータ・PDF等）をオンライン申請に添付いただきます。

※ 保護者のどちらかが施設を設置する企業の従業員である場合でも、保護者両方の保育の必要性が確認できる書類の提出が必要です。

(4) 認定期間

2歳児クラスの年度末までが認定有効期間となります。ただし、求職活動・出産・就学等を理由として認定を受けた場合は、認定有効期間に制限がかかるため、上記より短い場合があります。

例：求職活動…認定開始日（申請した月の初日以降）から90日または3か月のうち短い期間を経過する月の末日まで

認定有効期間の延長を希望する場合は、再度申請が必要となりますので、改めて必要書類をご用意いただき、有効期間内にお手続きくださいますようお願いいたします。

▶ 認定有効期間の終了後も保育の必要性の事由に該当する場合（認定の継続）

5. お問い合わせ先

(1) 企業主導型保育事業（利用及び幼児教育・保育の無償化）について

各施設へ直接お問い合わせください。

(2) 教育・保育給付認定（2号・3号）について

お住まいの区役所保育給付課保育係・宮城総合支所保健福祉課保育給付係までお問い合わせください。

区	郵便番号	住所	代表電話番号	内線
青葉区役所	980-8701	青葉区上杉一丁目5番1号	022-225-7211	6763
青葉区役所 宮城総合支所	989-3125	青葉区下愛子字観音堂5番地	022-392-2111	5446
宮城野区役所	983-8601	宮城野区五輪二丁目12番35号	022-291-2111	6763
若林区役所	984-8601	若林区保春院前丁3番地の1	022-282-1111	6763
太白区役所	982-8601	太白区長町南三丁目1番15号	022-247-1111	6763
泉区役所	981-3189	泉区泉中央二丁目1番地の1	022-372-3111	6763

○宮城総合支所の所管区域（下記以外の青葉区の区域は青葉区役所が所管）
赤坂、愛子中央、愛子東、芋沢、大倉、落合、上愛子、国見ヶ丘、熊ヶ根、栗生、郷六、作並、下愛子、高野原、中山台、中山台西、中山吉成、錦ヶ丘、ニツカ、新川、南吉成、みやぎ台、向田、吉成、吉成台、臨済院

(3) 多子世帯利用給付認定や第2子以降無償化について

仙台市幼児教育無償化事務センターまでお問い合わせください。

郵便番号	住所	電話番号
980-0803	青葉区国分町三丁目1番2号 アーバンネット定禅寺ビル2階-A	0120-587-287